

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する
法律案要綱

一 外務公務員の子女教育手当の支給額を改定する。（第十五条の二関係）

二 在ニウエ日本国大使館及び在ベンガルール日本国総領事館を新設するとともに、同大使館及び同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。（別表第一及び別表第二関係）

三 既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。（別表第二関係）